

**Q 1. なぜ毎年、被扶養者の資格確認を行うのですか？**

A 1. 就職・収入増などで被扶養者として該当されない方が、届出もれにより被扶養者として認定されている場合が多く見受けられます。収入状況等は毎年変わるとお考えいただけますので、扶養家族の現在の状況が扶養認定基準に合っているか再確認させていただいております。

医療費、高齢者医療制度に係る納付金等の費用は年々増える一方であり、それらを減らすための一つの手段として適正な扶養認定をする必要があるため、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**Q 2. 現在、妻と長女が被扶養者になっていますが、妻が確認調書に載っていません。追記して提出するのですか？**

A 2. 確認調書には調査対象の方のみが印字されていますので、追記の必要はありません。

**Q 3. 確認調書に長男と二男が載っていますが、長男は先日就職し、会社へ異動届を提出しました。二男は大学1年生です。確認調書にはどのように記入すればよいのですか？**

A 3. 届出済の方は赤二重線で抹消し、備考欄に「削除届提出済み」と記入してください。

なお二男の方は、職業 学校・学年欄に大学1年生と記入してください。

**Q 4. 被保険者欄の「住所」が今の住所と違っています。訂正するのですか？**

A 4. 訂正は不要ですが、会社経由で「住所変更届」を提出してください。

**Q 5. 被扶養者の妻に年金収入とパート収入がありますが、収入金額欄には合計した金額を記入するのですか？**

A 5. はい。課税非課税にかかわらず、すべての収入の合計を記入してください。

なお、金額は源泉徴収票・年金支払通知書・確定申告書などをご確認のうえ、正確に記入してください。

**Q 6. 妻に自営業の収入がありますが、収入額は売上額を記入すればよいのですか？**

A 6. いいえ。給与収入以外の収入（営業収入、不動産収入、農業収入など）については、確定申告書に添付する収支内訳書などを参考に計算します。

<計算方法>

売上（収入）金額－（売上原価＋最低限必要な経費※）＝自営業者の収入金額

※最低限必要な経費とは、この経費がなければ自営が行えないと明確に判断できるもので、地代家賃、水道光熱費、通信費などです。

なお、収入額の計算が不明の場合は、令和4年分確定申告書の写しと収支内訳書などの写しを提出してください。

**Q 7. 妻が令和5年4月30日に退職し、被扶養者になりました。現在収入はありませんが、年間収入は0円と記入すればよいのですか？**

A 7. いいえ。年間収入欄には令和5年中のすべての収入を記入してください。すでに退職されているとのことですので、備考欄に退職年月日を記入してください。

**Q 8. 別居で仕送り額を記入する場合、どのように記入すればよいですか？**

A 8. 仕送り額は、銀行振込、送金の写しなど証明書類を確認し、年額を記入してください。学生の方で別居の場合は、記入の必要はありません。

手渡しなどで証明書類がない場合は、扶養生計維持していると確認できませんので、被扶養者から削除していただくことになります。会社のご担当者様に「被扶養者異動届」と「保険証」を提出してください。

なお、仕送り額の証明書類は、後日ご提出いただくこともありますので、必ず保管していただきますようお願いいたします。

**Q 9. 年金収入にはどのようなものが含まれますか？**

A 9. 厚生年金・国民年金・企業年金・障害年金・遺族年金・農業者年金・恩給・個人年金などすべての年金が含まれます。

**Q 10. アルバイトで働いていますが人手不足のため、勤務先より働いてほしいと言われ、今年だけ勤務時間が増え、年間収入が130万を超えました。被扶養者から削除となるのでしょうか？**

A 10. 勤務先が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動であれば扶養認定といたしません。

ただし、状況の確認できる書類として

①令和5年の源泉徴収票の写し又は令和5年中の給与明細の写し

②人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨事業主の証明を提出してください。(証明は、被扶養者の方がお勤めされている事業主より受けてください。)

**Q 11. パートで看護師として働いていますが新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事し収入が増え、年間収入が130万円を超えました。被扶養者から削除となるのでしょうか？**

A 11. 医療職(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)の方が、ワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、特例措置として年間収入に算入しないこととされています。よって、該当の収入を除いて年間収入を計算してください。

**Q 12. 被扶養者収入が※認定基準額を超えていました。どうしたらよいですか？**

※認定基準額

・60歳未満の被扶養者・・・130万円未満

・60歳以上の被扶養者・・・180万円未満

A 12. 収入の超過日またはその事実がわかった日付にて被扶養者から削除していただくことになります。会社のご担当者様に「被扶養者異動届」と「保険証」を提出してください。

なお、確認調書は該当者を赤＝線で抹消し、備考欄に理由と事実発生日を赤で記入してください。

**Q 13. 確認対象の被扶養者が近々就職する予定ですが、確認調書の提出は必要ですか？**

A 13. 提出期限の令和6年1月31日までに削除の届出ができない方は、現在の状況を記載し確認調書を提出してください。

**Q 14. 「被扶養者確認調書」を提出しないとどうなりますか？**

A 14. 提出期限の令和6年1月31日までにご提出のない場合は、現在の被扶養者の状況が確認できないため、資格を削除させていただく場合があります。

確認調書は同封の返信用封筒にてお早めに郵送してください。